

入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ） に関する掲示

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っております。

食事は医療の一環として提供されるべきものです。当院では、管理栄養士の管理により、患者様の年齢、病状によって適切な栄養量及び内容の食事を適時（朝食7：30、昼食12：00、夕食18：00）に、配膳車を使用し適温で提供しています。

入院時食事療養費・入院時生活療養の標準負担額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）		居住費（1日当たり）
●限度額適用区分「ア～エ」	●現役並み所得者 ●一般所得者	510円		370円
●限度額適用区分「オ」 （低所得者：住民税非課税）	●低所得者Ⅱ	90日目まで	240円	370円
		91日目以降	190円	
該当なし	●低所得者Ⅰ （老齢福祉年金受給権者）	110円		370円
指定難病患者		300円		0円